

今後検討すべき論点について（ガバナンス関係）Ⅳ

【審議項目】

地方公共団体が提供する行政サービス等の施策や事務が適切に実施されるために、

- ① 地方公共団体のガバナンスにおいて、議会、監査委員、長、住民は、それぞれどのような役割を果たすことが求められるか。
 - ・ 議会は意思決定機能や監視機能等の役割をどのように担うべきか。議会が住民の代表として適切に役割を果たすために必要なことは何か。
 - ・ 監査の独立性、専門性を高め、監査に求められる監視機能を適切に発揮するために必要なことは何か。
 - ・ 住民訴訟等の住民による行政のチェックと長等の責任のあり方についてどう考えるか。
 - ・ 地方公共団体における内部統制のあり方をどのように考えるか。
- ② 議会、監査委員、長、住民のそれぞれの役割を踏まえ、地方公共団体のガバナンスが全体として機能を発揮するためには、どのような仕組みであるべきか。

（事務処理の適正性確保の要請への対応）

- ・ 人口減少が進み、リソースが限られる中で、事務処理の適正性確保の要請に応えるためには、議会、監査委員、長、住民が連携することなく、重複した役割を担うことになってしまわないよう、次のような役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務処理の適正性を確保することが重要ではないか。
- ① 地方公共団体における事務処理が適切に実施されるよう、事務処理の主体である長自らが、事務処理上のリスクを評価、コントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（内部統制体制）を整備・運用することが民間企業と同様に求められるのではないか。

地方公共団体の事務を適正に執行する義務と責任は首長にあることが基本であることから、首長に、内部統制体制の整備・運用について決定する権限があり、それに伴い責任があることを明確化すべきではないか。

- ② 監査委員は、内部統制体制の整備・運用により、監査対象としていた部分の一部を省力化し、内部統制では必ずしも対応できないような比較的リスクの高い分野の監査を行う等、専門性の高い部分に重点化した監査を行うべきではないか。

そのためには、現行の監査委員の監査については、地方公共団体に共通する統一的な監査基準を地方が共同して作成することにより、監査委員の判断基準や義務の範囲を明確化し、監査の質を高めるべきではないか。

同時に、監査委員の研修制度の導入や監査委員による専門委員の任命により、監査委員の専門性を高めるとともに、合議が調わない場合の各監査委員の意見の表示、監査委員が勧告をした場合に監査を受けた者が説明責任を果たす仕組みの導入により、監査委員の監査の実効性を高めるべきではないか。

包括外部監査は、監査委員の監査を外部の目から補完する観点から有用であることから、条例により導入する団体が条例で頻度を定めることができるようにすることにより、包括外部監査制度導入団体を増やしていくことが必要ではないか。

また、包括外部監査人についても研修制度の導入により、その監査の質を更に高める必要があるのではないか。

監査資源に限られる中で、監査委員の監査の実効性や、監査委員や包括外部監査人等の専門性を高めるためには、監査事務局の共同設置や外部資源の活用を進めることが必要ではないか。

上述のとおり、監査委員の監査の実効性の確保、監査委員や包括外部監査人等の専門性の向上、監査資源の適正な配分の観点から、監査委員や包括外部監査人の自主性に配慮しつつ、監査基準の作成や研修の実施等を担う地方公共団体の監査を全国的に支援する共同組織の構築が必要ではないか。

この場合、小規模団体等の地方公共団体からの求めがあるときは、その監査の支援を当該共同組織が行うことも考えられるのではないか。

- ③ 議会は、内部統制体制の整備・運用や監査委員の監査の監視機能の強化等の状況や地域の実情を踏まえ、どのような役割を担うべきか、それぞれの議会が検討すべきではないか。

例えば、議会は、内部統制体制や監査委員の監査等が十分に機能しているかどうかをチェックするとともに、政策の有効性やその是非についてのチェックを行う等、議会は議会としての監視をより重点的に行うことも考えられるのではないか。

そのような役割分担を実現するために、団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことも選択肢として設けるべきではないか。

また、監査委員の専門性等が向上し、議会がその役割を明確化する中で、監査委員の意見が付された決算を議会が審議した結果、決算認定をしなかった場合については、議会が長に対し指摘した問題点について長が説明責任を果たす仕組みを設けることとすべきではないか。

- ④ 住民は、上述の役割分担に基づく体制が有効に機能しているかどうかチェックすることが重要ではないか。

そのためにも、それぞれの長、監査委員、議会等が行ったチェックの結果等については、公表等により、透明性を確保することが必要ではないか。

また、住民訴訟については、不適正な事務処理の抑止効果があると考えられるが、一方で、4号訴訟における長や職員の損害賠償責任について、平成24年各最判の個別意見等においては、長や職員への萎縮効果等も指摘されている。

このことを踏まえ、財務会計行為の違法性を確認する仕組みの導入、4号訴訟の対象となる損害賠償請求権の訴訟係属中の放棄の禁止や放棄する場合の監査委員の意見の聴取を行うことが必要ではないか。

これらを含めた全体のガバナンスの見直しにより不適正な事務処理の抑止効果を高めるとともに、長や職員の損害賠償責任については、長や職員への萎縮効果を低減させるため、国家賠償法とのバランスも考慮して、故意又は重過失の場合に限定することが必要ではないか。